

頁	現行	修正案	備考
2 7 9	<p>第2章 航空災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所、医務課、防災航空センター、関係各所属）</p>	<p>第2章 航空災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所、医務課、防災航空センター、<u>駐屯地調整室</u>、関係各所属）</p>	関係課の追加
9 10	<p>(略)</p> <p>1 航空事故発生時等の情報連絡ルート</p> <p>(1) 災害情報連絡室の場合</p>	<p>(略)</p> <p>1 航空事故発生時等の情報連絡ルート</p> <p>(1) 災害情報連絡室の場合</p>	関係機関の追加

頁	現行	修正案	備考
11	<p>(2) 災害対策本部の場合 ア 【佐賀空港内及び空港周辺の場合】</p>	<p>(2) 災害対策本部の場合 ア 【佐賀空港内及び空港周辺の場合】</p>	<p>関係機関 の追加</p>

頁	現行	修正案	備考				
26	<p><b>第3章 林野火災</b> <b>第1節 災害予防対策計画</b></p> <table border="1" data-bbox="172 279 1353 415"> <tr> <td data-bbox="172 279 566 415"><b>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</b></td> <td data-bbox="566 279 1353 415">森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</b>	森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）	<p><b>第3章 林野火災</b> <b>第1節 災害予防対策計画</b></p> <table border="1" data-bbox="1463 279 2644 415"> <tr> <td data-bbox="1463 279 1857 415"><b>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</b></td> <td data-bbox="1857 279 2644 415">森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）</td> </tr> </table>	<b>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</b>	森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）	
<b>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</b>	森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）						
<b>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</b>	森林管理署、市町、消防機関、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市町を除く。）をいう。以下同じ。）、県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、学校教育課）						
	<p>県、森林管理署、市町、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、<u>林野火災</u>の未然防止を図るため住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。</p> <p>1 住民等への予防思想の普及啓発      県、森林管理署、市町及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。</p> <p>(1) ポスターの掲示、チラシ等の配布      (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報      (3) 広報車による巡回広報      (4) その他の情報提供手段の利用      森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 火入れ対策      市町及び消防機関は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。</p> <p>(1) 火入れを行う場合は、火入れに関する条例に基づき必ず市町長の許可を受けること。      (2) 市町火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市町長に通知すること。      (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。      (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。      (5) 強風注意報、火災気象通報又は市町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。      (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市町及び消防機関への連絡手段等を確保すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県、森林管理署、市町、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いという人為的なものであることから、<u>山火事予防運動等の機会や各種媒体を活用した火の取り扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、住民等への</u>予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。</p> <p>1 住民等への予防思想の普及啓発      県、森林管理署、市町及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、<u>林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努め、次に掲げる手段により、</u>広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。</p> <p>(1) ポスターの掲示、チラシ等の配布      (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報      (3) 広報車による巡回広報      (4) その他の情報提供手段の利用      森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 火入れ対策      市町及び消防機関は、<u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握を行うために、火入れを行う者に対し、</u>失火の防止のため次の事項について周知を図る。</p> <p>(1) 火入れを行う場合は、火入れに関する条例に基づき必ず市町長の許可を受けること。      (2) 市町火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市町長に通知すること。      (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。      (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。      (5) 強風注意報、火災気象通報又は市町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。      (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え市町及び消防機関への連絡手段等を確保すること。</p> <p><u>また、市町は許可した火入れ情報等を消防機関に共有する。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				

頁	現行		修正案		備考
27	第2項 防火林道等の整備	森林管理署、市町、森林所有者、 県（危機管理防災課、林業課、森林整備課）	第2項 防火林道等の整備	森林管理署、市町、森林所有者、 県（危機管理防災課、林業課、森林整備課）	
	<p>(略)</p> <p>1 防火林道の整備</p> <p>県、森林管理署及び市町は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>1 防火林道の整備</p> <p>県、森林管理署及び市町は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備、<u>防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備</u>に努める。</p> <p>(略)</p>		国基本計画の修正に伴う追記
27	第3項 消火活動体制の整備	市町、消防機関、 県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、防災航空センター）	第3項 消火活動体制の整備	市町、消防機関、 県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、防災航空センター）	
27	<p>県、市町及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。</p> <p><u>また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。</u></p>		<p>県、市町及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。</p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p>		国基本計画の修正に伴う追記
28	<p>1 消防施設の整備</p> <p>県及び市町は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。</p> <p>2 消火用資機材等の整備</p> <p>市町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。</p> <p>県は、ヘリコプター及び空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。</p> <p>3 林野火災用防災マップの作成</p> <p>県、市町及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。</p> <p>4 空中消火の実施体制の整備</p>		<p>1 消防施設の整備</p> <p>県及び市町は、防火水槽及び貯水槽、<u>簡易防火用水</u>の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。</p> <p>2 消火用資機材等の整備</p> <p>市町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。</p> <p>県は、ヘリコプター及び空中消火用資機材、<u>熱源探査装置を含む資機材</u>の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。</p> <p><u>県及び市町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとし、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p><u>消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u></p> <p>3 林野火災用防災マップの作成</p> <p>県、市町及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。</p> <p>4 空中消火の実施体制の整備</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>	

頁	現行	修正案	備考				
	<p>(1) 市町及び消防機関 市町及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。</p> <p>ア 現場における統轄的指揮体系 イ 空中消火資機材の補給体制 （ア）補給基地及び臨時ヘリポートの確保 （イ）空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備 （ウ）必要人員の把握 ウ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策</p> <p>(2) 県 県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。 また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 市町及び消防機関 市町及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。</p> <p>ア 現場における統轄的指揮体系 イ 空中消火資機材の補給体制 （ア）補給基地及び臨時ヘリポートの確保 （イ）空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備 （ウ）必要人員の把握 ウ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策</p> <p>(2) 県 県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。 また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。</p> <p><u>5 消防団との連携</u> <u>県及び市町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
30	<p><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <table border="1" data-bbox="172 1087 1353 1224"> <tr> <td data-bbox="172 1087 566 1224"><b>第2項 活動体制の確立</b></td> <td data-bbox="566 1087 1353 1224">森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部(局)連絡員所属部署、関係各所属）</td> </tr> </table>	<b>第2項 活動体制の確立</b>	森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部(局)連絡員所属部署、関係各所属）	<p><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <table border="1" data-bbox="1463 1087 2644 1224"> <tr> <td data-bbox="1463 1087 1857 1224"><b>第2項 活動体制の確立</b></td> <td data-bbox="1857 1087 2644 1224">森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部(局)連絡員所属部署、関係各所属）</td> </tr> </table>	<b>第2項 活動体制の確立</b>	森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部(局)連絡員所属部署、関係各所属）	
<b>第2項 活動体制の確立</b>	森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部(局)連絡員所属部署、関係各所属）						
<b>第2項 活動体制の確立</b>	森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部(局)連絡員所属部署、関係各所属）						
33	<p>県、森林管理署、市町その他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき行務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p><u>4</u> その他防災関係機関 (略)</p> <p><u>5</u> 森林所有者 (略)</p>	<p>県、森林管理署、市町その他防災関係機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき行務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。</p> <p><u>県及び市町は、林野火災発生時において林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>4 消防機関</u> <u>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、都道府県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。</u></p> <p><u>5</u> その他防災関係機関 (略)</p> <p><u>6</u> 森林所有者 (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				

頁	現行		修正案		備考
33	第3項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、関係各所属、防災航空センター）	第3項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、関係各所属、防災航空センター）	
	<p>県、県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。</p> <p>なお、県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。 (略)</p>		<p>県、県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。 (略)</p>		<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
38	第4項 消火活動	市町、消防機関、自衛隊、 県（危機管理防災課、防災航空センター）	第4項 消火活動	市町、消防機関、自衛隊、 県（危機管理防災課、防災航空センター）	
	<p>県、市町、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。 (略)</p>		<p>県、市町、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。<u>また、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u> (略)</p>		<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>